

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する提出意見

(意見募集期間: 令和6年 10 月3日(木)～同年 11 月1日(金))

意見提出者一覧

計6件

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	株式会社NTTドコモ
5	ソフトバンク株式会社
6	KDDI株式会社

電気通信事業法施行規則の一部改正

該当箇所	御意見
総論	・当社は、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるトラヒック・ポンピングは、接続義務を楯にした不適切な行為であり、継続して取り組むべき重要な政策課題であると考えております。 ・今般の省令改正は、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結する場合等、接続協定の技術的・経済的事項に重大な違反を行っており、改善を行わない場合に接続の請求を拒むことを可能とするものであり、トラヒック・ポンピングの撲滅に繋がるものとして賛同いたします。 (株式会社NTTドコモ)
2頁 (電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由) 第二十三条 法第三十二条第三号の総務省で定める正当な理由は、次の通りとする 三 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められていた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。))。	・本省令改正(案)が諮問された情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第147回)において、委員から「今回追加となる規定の適用に事業者が迷うことのないようにガイドライン等で補足していただきたい」というご発言(以下「本発言」)があったところです。 当社は、発着信通話時間比率や平均保留時間が他の着信側事業者と比較して著しく乖離している着信側事業者は、着信インセンティブ契約や当該契約に類する契約によるトラヒック・ポンピングを行っていると思われる状況にあると考えます。 本発言を踏まえれば、事業者間協議によるトラヒック・ポンピングの実態解明等、当事者間での解決を促進するため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月公表)や「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和4年12月公表)等における更なる措置について今後検討することを要望いたします。 (株式会社NTTドコモ)

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対して	電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由に追加規制を設ける今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(以下、「本省令改正」)はトラヒック・ポンピングの抑止効果があると考え、賛同します。 本省令改正及び先般策定された「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」を踏まえ、引き続き事業者間協議において、トラヒック・ポンピングの抑止に向けた対応を進めてまいります。加えて、本省令改正を踏まえ、2 社間協議の円滑化のための接続協定又は接続約款における技術的/経済的事項に関する追加規定を考えています。今後、事業者間協議において電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由に該当する事案が生じた際等は、総務省殿に適宜相談させていただきたく考えます。 また、先般の総務省殿報道資料^(※)で示された、提出された意見に対する考え方において「総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます」と示されていることから、できるだけ早期に定期的な注視を実施いただくことを要望します。 (※)本年 9 月 12 日 報道資料 「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書及び「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」の公表」 (ソフトバンク株式会社)
(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由) 第二十三条 三 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的	料金設定権を有する事業者の同意を得ずに他社料金設定インセンティブ契約を締結していた場合、接続協定の技術的・経済的事項にかかる重大な違反を行っており、改善を行わない場合に限定して、接続請求を拒むことができる「正当な理由」として省令に追加する、左記の省令改正に賛同します。公共の利益を著しく阻害す

事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)	るおそれがあるトラヒック・ポンピング行為は、断じて許されるものではないと考えます。 料金設定権を有する事業者は、着信側事業者が接続協定における料金設定の方法に違反する着信インセンティブ契約を締結しているのではないかと疑義を持った際、他者料金設定インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求め、求められた事業者はこれに応じる必要があると考えます。しかしながら、通信事業者同士の協議では十分な情報が開示されるとは限らず、情報が開示された場合においても開示までに時間を要することが想定されます。こうした協議の膠着状態が継続しないよう、総務省においては、事業者からの個別具体的な案件の相談に対して接続拒否できる正当な理由に該当するか検討する等、早期解決に向け協力いただくことを希望します。 また、仮に接続請求を拒む理由に該当する要件が揃い、接続拒否を実行する場合であっても、お客さまに対し事前説明等の対応にも相応の期間を要するため、ただちに接続拒否が行えず、その間も他社料金設定インセンティブ契約に関連して大量のトラヒック発生が継続し不当に多額の接続料の支払いを要することも考えられます。そのため、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ策が重要であることから、料金設定権を有する事業者からの報告や要望に基づき、総務省から関係事業者に対する調査、一部事業者への個別ヒアリング、そして結果公表などの取組みについて継続することを希望します。 (KDDI 株式会社)
その他	携帯電話事業者は「かけ放題サービス」を提供しているのであれば、ある程度リスクを負わなければならない。仮に意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・

	ポンピング」が存在したとしても、事業者のオプションサービスの制度設計の改正や民事責任を追及すれば済む。行政が介入すべきではない。 (個人 A)
その他	「この省令は公布の日から施行する」とのことですが、具体的には、公布の日より前に行われた接続の請求についてどのように適用されるのか、確認させていただきたく存じます。公布の日より前に行われた接続の請求について、公布の日以降に拒む場合、新たに加わる第三号により拒否することは正当な理由とみなされるのでしょうか。 また、NTT 東西殿や携帯電話事業者殿の接続約款には、他事業者の接続申込みに対する不承諾の理由が定められておりますが、今回省令に新たに加わる第三号に対応する不承諾の理由は、現在の接続約款には記載されておられません。従い、NTT 東西殿らが接続約款の変更をするまでの間、NTT 東西殿らは今回新たに加わる第三号により接続の拒否をすることは禁止されているということによいのか、確認させていただきたく存じます。 (個人 B)
その他	公正な競争とあるが、楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドが他社に対して狭い時点で公正な競争とはほど遠い状況にある。 電波の割り当てなど根本的なことはおこなわず、こういう小さなあってもなくても変わらないようなことを行う総務省のやり方に悪意を感じる。 プラチナバンドを聖域としてしまっているのは天下りの影響だろうが、どうか仕事にプライドを持ってほしい。 (個人 C)

以上